

資格の対象 道路分野の点検担当技術者

対象施設は、道路分野の6施設を対象
 橋梁（鋼橋・横断歩道橋）、橋梁（コンクリート橋）、トンネル、
 付帯施設（舗装、附属物（小規模附属物を含む））

資格取得の流れ 概略

年2回（前期・後期）、講習及び試験を実施

eラーニング受講

基礎学習（学科試験までの2ヵ月間）



eラーニングイメージ

インフラ講習会受講

1日オンライン講習（約1ヵ月前にテキスト送付）



オンライン講習会の様子

学科（一次）試験

分野別専門試験



学科試験の様子

実務（二次）試験

論文提出・面接及び打音などの実技講習・試験



実技講習の様子

インフラ調査士登録

資格証明書を発行
 有効期限：認証登録日から5年間
 資格延長：資格更新試験

受験申請資格

満18歳以上で、次の要件1または要件2のいずれかを満足すること

<p>【要件1】 道路施設の点検・診断実務経験者</p>	<p>3年以上道路施設の点検・診断業務に従事し、かつ、直近の3年間で延べ120日以上の実務に従事したことを雇用主に証明された者</p>
<p>【要件2】 非破壊試験関連資格保有者（いずれかで可）</p>	<p>1. JSNDIが認定するJIS Z 2305非破壊試験技術者 資格保有者 2. 当工業会が認定する配筋探査技術者（土木、建築）</p>

※JSNDI：（一社）日本非破壊検査協会

資格受験の申込みは Web サイトから

<https://www.jandt.or.jp/>

国土交通省登録資格

インフラ調査士

～近接目視から詳細調査～

確かな目、確かな技術でインフラの安全を守る“道路点検技術者”

インフラ調査士
橋梁（鋼橋）

品確技資 第65号

インフラ調査士
トンネル

品確技資 第91号

We make the future.

インフラ調査士
橋梁（コンクリート橋）

品確技資 第77号

インフラ調査士
付帯施設

品確技資 第229号

品確技資 第238号

↓ ↓ 詳しくは ↓ ↓

インフラ調査士



<https://www.jandt.or.jp/>

【インフラ調査士】資格について

国や地方自治体が管理する道路橋などの社会インフラは、老朽化が進み維持管理を適切に実施することで、長寿命化を図ることが喫緊の課題となっています。平成26年6月に改正されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」で点検・診断などの業務に従事する者の力量を資格制度により定量的に評価する制度が設けられました。（一社）日本非破壊検査工業会では、国の定める法令等に基づき、社会インフラの点検が実施できる技術者の養成と確保を目的に、即戦力となる点検・診断の実務経験者や非破壊検査技術者を対象として「インフラ調査士」資格制度を設け、試験を毎年実施しています。資格の対象施設・業務、資格取得要件、受験資格などの概要についてご紹介いたします。
 [詳細につきましては、当工業会 Web サイト「インフラ調査士」資格認証制度のご案内をご確認ください。]

対象施設と業務

対象施設	対象業務
<ul style="list-style-type: none"> ■ インフラ分野（道路、河川、港湾など）のうち、道路施設を対象 ■ 橋梁（鋼橋・横断歩道橋）、橋梁（コンクリート橋）、トンネル、舗装、附属物（小規模附属物を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 点検業務を対象とする ■ 点検業務：定期点検要領などに基づく、部材等の損傷程度の評価、対策区分の判定、点検結果の記録など

資格認証者の能力と取得要件

資格認証者	資格認証技術者の能力	資格の取得要件
インフラ調査士	「インフラ調査士」の資格認証された技術者は、資格の対象となる施設・業務範囲において、担当技術者として、点検業務の実施する能力をもつ者	当工業会の主催する「インフラ調査士」講習会を受講し、学科（一次）試験、実務（二次）試験に合格した者

【インフラ調査士】資格名称と資格範囲

資格名称 インフラ調査士	資格対象			
	資格登録番号	施設分野	業務	技術区分
橋梁（鋼橋）	品確技資 第65号	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者
	—	横断歩道橋	点検	担当技術者
橋梁（コンクリート橋）	品確技資 第77号	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者
トンネル	品確技資 第91号	トンネル	点検	担当技術者
付帯施設	品確技資 第229号	舗装	点検	担当技術者
	品確技資 第238号	小規模附属物	点検	担当技術者



インフラ調査士資格と関連法規

- 平成26年6月改正：公共工事の品質確保の促進に関する法律
点検・診断業務に従事する者の力量をその者の有する資格等により適切に評価
- 平成26年7月改正：道路法施行規則
道路の維持又は修繕に関する技術的基準の制定
- 平成26年11月制定：公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程
公共工事の調査（点検・診断）等に従事する技術者の資格を規定

国の定期点検要領に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術を有する技術者の養成



インフラ調査士資格創設
国土交通省資格登録

教育講習

- 関連法規、倫理、目視試験方法の座学
- 各道路施設（鋼橋、コンクリート橋、トンネル、舗装、附属物）の専門座学
点検の基本である目視検査については、技術者の技能差によるバラツキを防止するため（一社）日本非破壊検査協会規格 NDIS3418（コンクリート構造物の目視試験方法）に基づく講習、並びに、各道路施設毎の設計・施工の基礎及び国が策定した定期点検要領などに基づく点検方法、損傷程度の評価、対策区分の判定、健全性の診断、応急措置・対策、点検記録方法などの講習
- 打音、ひび割れ検査等の実技講習

資格試験

学科（一次）試験：専門試験4科目（鋼橋、コンクリート橋、トンネル、付帯施設）

試験科目	設問テーマ
専門試験 ・ 鋼橋 ・ コンクリート橋 ・ トンネル ・ 付帯施設	各専門試験とも同一設問テーマ ①法令、倫理 ②概要、設計施工 ③変状、劣化要因 ④点検、試験方法 ⑤損傷評価、対策区分判定、健全性診断 ⑥応急措置・対策、補修 ⑦点検記録

実務（二次）試験：一定の実務経験を有することを確認するため、学科（一次）試験合格者に対して実施

- ・ 実務経験等に関する論文の事前提出
- ・ 論文内容に基づく面接試験
- ・ 基本的な技量確認のための打音等実技試験